

県内の他市町村に住民票を移した場合の投票について

9月1日(日)の東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙については、東白川郡内町村の選挙人名簿に登録されている方が、県内の他市町村に住民票を移した場合、転出前の町村で、下記の方法により投票することができますので、棄権しないで投票されるようお願いいたします。

※ ただし、既に転出先の市町村の選挙人名簿に登録されている方は、投票できませんのでご注意ください。

記

1 現在お住まいの市町村で不在者投票により投票を行う方法

あらかじめ、転出前の町村選挙管理委員会から投票用紙等の交付を受け、それを持参すれば、現在お住まいの市町村の選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。

(不在者投票期間：8月24日から8月31日まで)

2 転出前の町村で投票を行う方法

ア 8月24日から8月31日までの間

転出前の町村の期日前投票所で投票することができます。

イ 9月1日(投票日当日)

以前住んでいたところの投票所で投票することができます。

3 投票の際の注意 (上記1～2のすべての場合に必要となります)

投票の際には、「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書」の提示又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受ける必要があります。

上記証明書は、あらかじめ現在お住まいの市町村又は転出前の町村の住民担当課等窓口で、交付を受ける必要があります。

上記の確認は、投票所において申請することで行われます。

☆ ご不明な点につきましては、現在お住まいの市町村の選挙管理委員会、転出前の町村選挙管理委員会又は福島県選挙管理委員会までお問い合わせください。